



埼玉県報

第 697 号
令和 8 年(2026 年)
2 月 27 日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）
- ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則（みどり自然課）
- 埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則（県立学校人事課）
- 埼玉県立高等学校通信教育規程及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則（県立学校人事課）

告示

- 税務システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（税務課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の辞退の届出(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止の届出(社会福祉課)
- 葛西・羽生領島中領土地改良区連合の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 東松山都市計画道路の変更（都市計画課）
- 鴻巣都市計画道路の変更（都市計画課）
- 東松山都市計画緑地の変更（公園スタジアム課）
- 捜査支援システム 2026 の賃貸借に関する入札公告（施設課）
- 県道大間木蕨線の区域の変更（さいたま県土整備事務所）
- 県道中津川三峰口停車場線の区域の変更（秩父県土整備事務所）

- 県道熊谷羽生線の区域の変更 (行田県土整備事務所)
- 県道熊谷羽生線の供用の開始 (行田県土整備事務所)
- 県道川口草加線の区域の変更 (越谷県土整備事務所)
- 県道川口草加線の道路の占用を制限する区域の指定 (越谷県土整備事務所)
- 県道川口草加線の供用の開始 (越谷県土整備事務所)
- 県道吉場安行東京線の道路の占用を制限する区域の指定 (越谷県土整備事務所)
- 県道吉場安行東京線の供用の開始 (越谷県土整備事務所)
- 建築基準法第42条第1項第5号に基づく道路の位置の指定 (熊谷建築安全センター)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第2区 川口市)の選挙期日等 (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第2区 川口市)における選挙長及びその職務代理者の住所及び氏名 (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第2区 川口市)における開票の事務と選挙会の事務の合同 (選挙管理委員会)
- 埼玉県議会議員補欠選挙(南第2区 川口市)につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所 (選挙管理委員会)

規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第八号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第四十四条の表三十七の二号中「附則第十条第四項」を「附則第九条の三第四項」に改める。

附則第四項中「附則第十条第二項」を「附則第九条の三第二項」に改める。

附則第十項中「附則第十条第六項」を「附則第九条の三第六項」に改める。

附則第十一項中「附則第十条第七項」を「附則第九条の三第七項」に改める。

附則第十二項中「附則第十条第十二項」を「附則第九条の三第十二項」に改める。

別記様式第十九号（三）を次のように改める。

別記様式第十九号（三）

(宛先) 埼玉県 税事務所長		納 税 証 明 書 交 付 請 求 書				年 月 日	
納 税 者 又 は 特別徴収義務者	住 所 又 は 所 在 地				住 所		
	フリガナ 氏名又は名称及び 代表者職・氏名	(電話番号： ()) (メールアドレス：)			代 理 人 氏 名		
	法 人 番 号 (法人の場合のみ)					(電話番号： ()) (メールアドレス：)	
使 用 目 的 (番号を○で囲んでください。)	1 入札参加資格審査申請（申請先：埼玉県・その他） 2 建設業許可申請・更新、変更届出書（決算報告）提出 3 資金借入申請 4 酒類販売業免許申請 5 公益法人認定申請 6 自動車の名義変更、所有権解除、売買、下取り 7 その他 ()						
請 求 枚 数	枚	納 税 番 号		※本人（代理人） 確認方法	<input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券（パスポート） <input type="checkbox"/> 行政書士証票 <input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
証 明 事 項 (番号を○で囲み、必要事項を 記入してください。)	1 滞納額がない ことの証明	(1) 県税（個人県民税を除く。）					
		(2) 自動車税(種別割)	登録番号	大宮・熊谷・所沢・春日部・川越・川口・越谷・埼			
	2 税額等の証明	(1) 法人県民税	事業年度等	年 月 日から	年 月 日まで		
		(2) 法人事業税 ・特別法人事業税	事業年度等	年 月 日から	年 月 日まで		
			事業年度等	年 月 日から	年 月 日まで		
		事業年度等	年 月 日から	年 月 日まで			
	(3) 個人事業税	所得年 ()	年所得、	年所得、	年所得、	年所得)	
	(4) 自動車税(種別割)	登録番号	大宮・熊谷・所沢・春日部・川越・川口・越谷・埼				
3 その他の証明							

- 注意 1 代理人が請求するときは、請求書を提出する県税事務所長に、委任状、代理人選任届等を提出してください。
- 2 最近納付（入）した場合には、領収証書を持参してください。
- 3 交付手数料は、1 税目・1 年度（事業年度）・1 枚につき 円です。ただし、法人事業税及び特別法人事業税は1 税目とみなします。
- 4 ※印の欄は、記入しないでください。
- 5 個人番号カード、運転免許証等の公的証明書の提示等の方法で請求者の本人確認をさせていただきます。
- 6 複数の自動車税（種別割）について証明書が必要なときは、別の用紙等に登録番号を記載して添付してください。

別記様式第十九号の二(三)を次のように改める。

別記様式第十九号の二（三）

(宛先) 埼玉県 税務事務所長		県税に関する証明書交付請求書			年 月 日
納税者又は 特別徴収義務者	住所又は 所在地		代理人	住所	
	フリガナ 氏名又は名称 (代表者氏名)	(電話番号: ()) (メールアドレス: ())		氏 名	
	法人番号 (法人の場合のみ)				(電話番号: ()) (メールアドレス: ())
使用目的 <small>(番号を○で囲んでください。)</small>	1 入札参加資格審査申請 2 建設業許可申請 3 資金借入申請 4 その他 ()		※本人(代理人)確認方法 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券(パスポート) <input type="checkbox"/> 健康保険の資格確認書 <input type="checkbox"/> その他 ()		
請求枚数	枚	納税番号			
証明事項 <small>(番号を○で囲み、必要事項を記入してください。)</small>	1 法人の設立等報告に関する証明 (名称・設立又は設置年月日・資本金・決算期・事務所又は事業所の所在地) 2 個人の事業税に係る事業開始等の報告に関する証明 (事業の種類・名称・事業開始年月日・事務所又は事業所の所在地) 3 その他 ()				

- 注意 1 代理人が請求するときは、請求書を提出する県税事務所長に、委任状、代理人選任届等を提出してください。
- 2 ※印の欄は、記入しないでください。
- 3 個人番号カード、運転免許証等の公的証明書の提示等の方法で請求者の本人確認をさせていただきます。

別記様式第二十六号を次のように改める。

別記様式第二十六号

個人の県民税に係る徴収取扱費の額についての報告書（ 年 月報告分）					
区	分	算出基礎	乗率等	徴収取扱費の額 円	備考
令和6年度分以降	納税義務者数に対する分	人			
	還付し、又は充当した過誤納金相当額（配当割又は株式等譲渡所得割を除く。）	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
	地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付した額	円			
	納期前納付に対する報奨金相当額	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
平成19年度から令和5年度分	納税義務者数に対する分	人			
	還付し、又は充当した過誤納金相当額（配当割又は株式等譲渡所得割を除く。）	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
	地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付し、又は充当した額	円			
	納期前納付に対する報奨金相当額	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
平成18年度分以前	払込金額に対する分	円	$\frac{7}{100}$		
	納税通知書等に対する分	通	60円		
	還付し、又は充当した過誤納金相当額（配当割又は株式等譲渡所得割を除く。）	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
	還付し、又は充当した過誤納金に係る還付加算金相当額	円	$\frac{\text{おん}}{\text{おん}}$ (按分率)		
	地方税法第37条の4の規定により控除されるべき額で、県民税の所得割から控除しきれずに市町村が還付し、又は充当した額	円			
合	計				
埼玉県条例第30条第2項及び第3項の規定により上記のとおり報告します。 年 月 日 (宛先) 埼玉県 県税事務所長 市町村長					

- 注意 1 各区分の算出基礎の対象となる期間は、次のとおりである。
- (1) 10月報告分…当該年度の4月1日から9月30日まで
 - (2) 4月報告分…前年度の10月1日から3月31日まで。ただし、「納税義務者数に対する分」については、前年度の4月1日から3月31日までに賦課決定したもの
- 2 令和6年度分以降及び平成19年度から令和5年度分に係る徴収取扱費のうち、「納税義務者数に対する分」の乗率等については、報告時期により次の(1)又は(2)のとおりとし、そのいずれかを備考欄に記載すること。
- (1) 10月報告分…納税義務者数×3,000円×1/2
 - (2) 4月報告分…納税義務者数×3,000円-前年度10月報告分の徴収取扱費の額
 また、過年度課税分（令和6年度分以降及び平成19年度から令和5年度分に限る。）について賦課決定の取消しが行われた場合については、(1)又は(2)の乗率等により計算した徴収取扱費の額から対象年度中に取消しを行った納税義務者に係る徴収取扱費を減じた額とするとともに、取消しを行った納税義務者数を備考欄に記載すること。
 なお、平成19年度から令和5年度分に係る徴収取扱費のうち、「納税義務者数に対する分」については、次のとおりとし、取消しを行った納税義務者数を備考欄に記載すること。
 - ・算出基礎
 - 10月報告分…当該年度の4月1日から9月30日までに取消しを行った納税義務者数を減じた人数
 - 4月報告分…前年度の4月1日から3月31日までに取消しを行った納税義務者数を減じた人数
 - ・徴収取扱費の額
 - 10月報告分…対象年度中に取消しを行った納税義務者に係る徴収取扱費を減じた額
 - 4月報告分…対象年度中に取消しを行った納税義務者に係る徴収取扱費を減じた額-前年度10月報告分の徴収取扱費の額
- 3 平成18年度分以前に係る徴収取扱費のうち、「納税通知書等に対する分」の算出基礎については、納税通知書、特別徴収義務者を經由して納税義務者に交付する通知書及び退職所得の分離課税に係る所得割の更正又は決定の通知書の通数の合計を記載すること。
- 4 按分率については森林環境税課税額を除いて算定したものを記載すること。

別記様式第二十七号の七(一)中「平成28年改正法附則第5条の
控除額」を「令和6年改正法附則第8条第2項の控除額」に改め
る。

別記様式第二十七号の七(二)を次のように改める。

別記様式第二十七号の七（二）

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税の更正決定

埼玉県 県税事務所長 印

法人の事業税・特別法人事業税の不申告加算金決定通知書（納額告知書）
過少申告
重

次のとおり通知します。
なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

事業税					
摘要		課税標準	税率	税額	
法第七十二条に掲げる第一事業	所得割	所得金額総額	円	/	
		年400万円以下の金額		/100 円	
		年400万円を超え年800万円以下の金額又は年400万円を超える金額		/100	
		年800万円を超える金額		/100	
	計				
	付加価値割	軽減税率不適用法人の金額		/100	
		付加価値額総額			
資本割	付加価値額		/100		
	資本金等の額総額				
収入割	資本金等の額		/100		
	収入金額総額				
法条掲げ七二二一に業	収入割	収入金額		/100	
		収入金額		/100	

県税		納税番号	
事業年度	年 月 日 から		
	年 月 日 まで		
申告基準日	年 月 日		
申告納付期限	県民税	年 月 日	
	事業税	年 月 日	
確定申告書提出年月日	年 月 日		
修正申告書提出年月日	年 月 日		
県民税			
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)		(円)	
法人税法の規定によつて計算した法人税額		円	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額ア			
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額イ			
法人税割額		ア又はイ × $\frac{1}{100}$	
道府県民税の特定寄附金税額控除額			
税額控除超過額相当額の加算額			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			
外国の法人税等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			

法 第 三 七 号 二 条 掲 げ る 第 一 事 業 項	所得割	所得金額総額				
		所得金額		／100		
	付加価値割	付加価値額総額				
		付加価値額		／100		
	資本割	資本金等の額総額				
		資本金等の額		／100		
	収入割	収入金額総額				
		収入金額		／100		
	合計事業税額					
	令和6年改正法附則第8条第2項の控除額					
事業税の特定寄附金税額控除額						
仮装経理に基づく事業税額の控除額						
差引事業税額						
既に納付の確定した当期分の事業税額						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						
差引過不足事業税額						
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額						
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額						
特別法人事業税						
摘要						
課税標準		税率	税額			
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		円	／100	円		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			／100			
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額			／100			
合計特別法人事業税額						
差引法人税割額						
既に納付の確定した当期分の法人税割額						
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額						
過不足法人税割額						
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数					
	ウ 月					
	均等割額 円 × $\frac{ウ}{12}$					
既に納付の確定した当期分の均等割額						
過不足均等割額						
過不足県民税額						
減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額						
減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額						
分割基準	事業税		県民税			
	本県	従業者の数・固定資産の価額	事務所又は事業所の数、発電用固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数	従業者の数		
		総数				
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額						
差引特別法人事業税額						
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額						
租税条約の実施に係る特別法人事業税額						
差引過不足特別法人事業税額						
減少する特別法人事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額						
減少する特別法人事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額						
過少(不)申告加算金						
加重算金						
延滞金の控除期間						
県民税	全部適用・一部適用	年月日から年月日まで			対象外税額	
事業税特別税	全部適用・一部適用	年月日から年月日まで				
指定納期限						
更正、決定又は加算金決定の理由						

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書(正副2通)はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として(埼玉県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第二十七号の七(三)を次のように改める。

別記様式第二十七号の七（三）

所在地

年 月 日

法人名

様

代表者氏名

埼玉県 県税事務所長 印

法人の県民税・法人の事業税・特別法人事業税の更正決定

法人の事業税・特別法人事業税の不申告加算金決定
 過少申告通知書（納額告知書）
 申告重

次のとおり通知します。
 なお、不足税額、加算金及び延滞金を指定納期限までに納付してください。

県 税		納税番号	
事 業 年 度		年 月 日 から	
		年 月 日 まで	
申 告 基 準 日		年 月 日	
申 告 納 付 期 限	県 民 税	年 月 日	
	事 業 税	年 月 日	
確 定 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
修 正 申 告 書 提 出 年 月 日		年 月 日	
県 民 税			
(使 途 秘 匿 金 税 額 等)		(円)	
法人税法の規定によつて計算した法人税額		円	
試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額			
還付法人税額等の控除額			
退職年金等積立金に係る法人税額			
課税標準となる法人税額		ア	
2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額		イ	
法人税割額		ア又はイ × $\frac{100}{100}$	
道府県民税の特定寄附金税額控除額			
税額控除超過額相当額の加算額			
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額の控除額			
外国の法人税等の額の控除額			
仮装経理に基づく法人税割額の控除額			

事 業 税		課税標準	税 率	税 額	
法 第 一 号 に 掲 げ る 事 業 項 目	所得割	所 得 金 額 総 額	円		
		年 400 万 円 以 下 の 金 額		円	
		年 400 万 円 を 超 え 年 800 万 円 以 下 の 金 額 又 は 年 400 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
		年 800 万 円 を 超 え る 金 額		/100	
		計			
	付加価値割	付 加 価 値 額 総 額			
		付 加 価 値 額		/100	
		資 本 金 等 の 額 総 額			
	資本割	資 本 金 等 の 額		/100	
		収 入 金 額 総 額			
収入割	収 入 金 額		/100		

法第三十七号に掲げる第一事業	所得割	所得金額総額				
		所得金額		/100		
	付加価値割	付加価値額総額				
		付加価値額		/100		
	資本割	資本金等の額総額				
		資本金等の額		/100		
	収入割	収入金額総額				
		収入金額		/100		
	法第四十七号に掲げる第一事業	付加価値割	付加価値額総額			
			付加価値額		/100	
資本割		資本金等の額総額				
		資本金等の額		/100		
収入割		収入金額総額				
		収入金額		/100		
合計事業税額						
令和6年改正法附則第8条第2項の控除額						
事業税の特定寄附金税額控除額						
仮装経理に基づく事業税額の控除額						
差引事業税額						
既に納付の確定した当期分の事業税額						
租税条約の実施に係る事業税額の控除額						
差引過不足事業税額						
減少する事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額						
減少する事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額						
特別法人事業税						
摘要		課税標準	税率	税額		
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額		円	/100	円		

差引法人税割額		
既に納付の確定した当期分の法人税割額		
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額		
過不足法人税割額		
均等割額	算定期間中において事務所等を有していた月数	ウ月
	均等割額	円 × $\frac{ウ}{12}$
既に納付の確定した当期分の均等割額		
過不足均等割額		
過不足県民税額		
減少する法人税割額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額		
減少する法人税割額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額		
分割基準	事業	税
	従業員の数・固定資産の価額	事務所又は事業所の数、発電用固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数
本県		従業員の数
総数		
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		
差引特別法人事業税額		
既に納付の確定した当期分の特別法人事業税額		
租税条約の実施に係る特別法人事業税額		
差引過不足特別法人事業税額		
減少する特別法人事業税額のうち仮装経理に基づく過大申告の更正に伴い繰越控除される税額		
減少する特別法人事業税額のうち租税条約の実施に係る更正に伴い繰越控除される税額		
過少(不)申告加算金		
加重加算金		
延滞金の控除期間		
対象外税額		
県民税	全部適用・一部適用	年月日から年月日まで
事業税	全部適用・一部適用	年月日から年月日まで
特別税		
指定納期限		年月日
更正、決定又は加算金決定の理由		

法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		/100	
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		/100	
法第72条の2第1項第4号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額		/100	
合 計 特 別 法 人 事 業 税 額			

注意 この通知書に記載された事項について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に埼玉県知事に対して審査請求をすることができます。この場合、審査請求書（正副2通）はなるべく県税事務所を経由して提出してください。処分の取消しの訴えは、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、埼玉県を被告として（埼玉県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があつた日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経なくても処分の取消しの訴えを提起することができます。

別記様式第四十四号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」に改める。

別記様式第四十七号中「国民体育大会」を「国民スポーツ大会」とし、「旅券」を「旅券（パスポート）」とし、「健康保険の被保険者証」を「健康保険の資格確認書」に改める。

附則別記様式第七号中「附則第10条第6項」を「附則第9条の3第6項」に改める。

附則別記様式第八号中「附則第10条第7項」を「附則第9条の3第7項」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別記様式第十九号(三)、別記様式第十九号の二(三)、別記様式第二十六号、別記様式第四十四号及び別記様式第四十七号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第九号

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則の一部を改正する規則

ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例施行規則（昭和五十四年埼玉県規則第七十二号）の一部を次のように改正する。

様式第七号（別紙一及び別紙二を除く。）を次のように改める。

緑化計画届出書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

電話番号

代理人
住所
氏名

〔 法人にあつては、主たる事務所の所
在 地 及 び 名 称 並 び に 代 表 者 の 氏 名 〕

電話番号

担当者名

次のとおり緑化計画を作成したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第26条第1項の規定により、届け出ます。

工 事 種 別	
建 築 物 の 用 途	
敷 地 の 所 在 地	

緑 化 の コ ン セ プ ト	
-----------------	--

※維持管理者（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	

※維持管理者との調整予定日	年 月 日
---------------	-------

※維持管理の内容	点検の頻度	
	除草の頻度	
	散水の頻度	

注

- ※印欄は、本届出書提出時点で維持管理の内容が決まっている場合に記載すること。
- 届出者が自ら維持管理を行う場合は、「維持管理者との調整予定日」欄の記載は不要とする。
- 維持管理者が複数いる場合は、別葉に記載した書類を添付すること。

緑化着工予定日	緑化完了予定日
年 月 日	年 月 日

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等 ()	1 あり (%)
2 その他の区域	2 なし

敷地面積（全体）	接道部の長さ	樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積
----------	--------	-----------------------

S	m ²
法令により緑化を行うことができない区域の面積	
S'	m ²

L	m
法令により緑化を行うことができない部分の長さ	
L' ¹	m

敷地地上部において樹木による緑化を行う面積 (別紙2の緑化面積等計算表の①)	
T'	m ²

出入口の部分に係る長さ	
L' ²	m

(緑化面積の基準算定式)

- 1 用途地域内
a = (S - S') × (1 - 建蔽率) × 0.5
- 2 その他の区域
a = (S - S') × 0.25

(接道部緑化の基準算定式)

$$\ell = ((L - L'^1) \times 0.5) \text{ 又は } (L - (L'^1 + L'^2))$$

いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)

$$t = T' / 20 \text{ m}^2$$

基準	緑化を要する面積	緑化を要する接道部の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	a	m ²	ℓ

◎ A ≥ a、L 1 ≥ ℓ、T ≥ t となるようにすること。

計画	緑化面積 (A 1 + A 2)	接道部の緑化を行う部分の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	A	m ²	L 1

(別紙1の緑化計画内容一覧表の敷地の緑化面積「A 1」+建築物上の緑化面積「A 2」)

注

- 1 位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化計画平面図(建築物上の緑化計画に係る平面図も含む。)、緑化計画断面図(壁面の緑化や駐車場の緑化を行う場合に限る。)及び建築物立面図(2面以上の緑化を行う場合に限る。)を添付すること。
- 2 消防法その他の法令により緑化を行うことができない区域の面積(S')又は接道部における消防法その他の法令により緑化を行うことができない部分の長さ(L'¹) が存する場合には、緑化計画平面図に明示するとともに緑化を行うことができない理由及び根拠法令を示すこと。
- 3 接道部の長さ、出入口の部分に係る長さ及び接道部の緑化を行う部分の長さについては、平面図に明示すること。
- 4 高木となる樹木とは、成木の高さが通常2.5m以上となる樹木をいう。

様式第九号（別紙一及び別紙二を除く。）を次のように改める。

緑化完了報告書

年 月 日

(宛先)

埼玉県知事

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

代理人

住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所
在地及び名称並びに代表者の氏名〕

電話番号

担当者名

年 月 日付け（ 年 月 日付け変更）で届け出た緑化計画に係る緑化が完了したので、ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例第29条第1項の規定により、次のとおり報告します。

工 事 種 別	
建 築 物 の 用 途	
敷 地 の 所 在 地	

緑 化 の コ ン セ プ ト	
-----------------	--

※維持管理者（法人にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名）	住 所	
	氏 名	

※維持管理者との調整日	年 月 日
-------------	-------

※維持管理の内容	点検の頻度	
	除草の頻度	
	散水の頻度	

注

- 1 ※印欄は、本報告書提出時点で維持管理の内容が決まっている場合に記載すること。
- 2 報告者が自ら維持管理を行う場合は、「維持管理者との調整日」欄の記載は不要とする。
- 3 維持管理者が複数いる場合は、別葉に記載した書類を添付すること。

緑化着工日	緑化完了日
年 月 日	年 月 日

用途地域等	建蔽率
1 用途地域等（ ）	1 あり（ %）
2 その他の区域	2 なし

敷地面積（全体）	接道部の長さ	樹木の植栽により緑化を行う敷地の区域の面積
S m ²	L m	敷地地上部において樹木による緑化を行う面積 (別紙2の緑化面積等計算表の①)
法令により緑化を行うことができない区域の面積	法令により緑化を行うことができない部分の長さ	T' m ²
S' m ²	L' 1 m	

出入口の部分に係る長さ
L' 2 m

(緑化面積の基準算定式)
 1 用途地域内
 $a = (S - S') \times (1 - \text{建蔽率}) \times 0.5$
 2 その他の区域
 $a = (S - S') \times 0.25$

(接道部緑化の基準算定式)
 $\ell = ((L - L' 1) \times 0.5)$ 又は
 $(L - (L' 1 + L' 2))$
 いずれか小さい値

(高木植栽本数の基準算定式)
 $t = T' / 20$ 本

基準	緑化を要する面積	緑化を要する接道部の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	a m ²	ℓ m	t 本

◎ $A \geq a$ 、 $L 1 \geq \ell$ 、 $T \geq t$ となるようにすること。

完了	緑化面積 (A 1 + A 2)	接道部の緑化を行う部分の長さ	高木となる樹木の植栽本数
	A m ²	L 1 m	T 本

(別紙1の緑化完了内容一覧表の敷地の緑化面積「A 1」+建築物上の緑化面積「A 2」)
 注 緑化計画届出書(緑化計画変更届出書)の内容と実績が異なる場合には、位置図(行為地又は建築物等の位置図及び方位を示すもの)、緑化完了平面図(建築物上の緑化に係るものも含む。)、緑化完了断面図(壁面の緑化や駐車場の緑化を行った場合に限る。)及び建築物立面図(建築物上の緑化を行った場合に限る。)を添付すること。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

規 則

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第二号

埼玉県立高等学校通則の一部を改正する規則

埼玉県立高等学校通則（昭和三十年埼玉県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項及び第二項中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。

第十九条第一項中「保証人が連署した」を削り、同条第二項中「保証人の署名を得た」を削り、同条第三項及び第四項を削り、同条第五項中「若しくは保証人が死亡し、又は保証人が第三項に規定する要件を欠くにいたつた」を「が死亡し、又は保護者に変更があつた」に改め、「又は誓約書」を削り、同項を同条第三項とし、同条第六項中「生徒又は保証人」を「又は生徒」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十条第一項及び第四項、第二十一条第一項並びに第二十一条の二第一項及び第三項中「保証人が連署」を「共に記名」に改める。

第三十条第一項及び第二項中「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加え、同条第三項中「第十一条第一項若しくは第二項」を「第十二条第一項若しくは第二項」に改め、「科目」の下に「又は総合的な探究の時間」を加える。

様式第三を次のように改める。

1 この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、第十条の二第一項及び第二項の改正規定並びに第三十条第一項から第三項までの改正規定は、公布の日

附 則

様式第4（第19条関係）

誓 約 書

年 月 日

(宛先)
埼玉県立 高等学校長

私は、在学中、学則その他の諸規則の定めを守り、学業に励み生徒の自分に背かないことを誓います。

現 住 所 _____
ふ り が な _____
生 徒 氏 名 _____
年 月 日 生 性別

(備考) 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。

様式第四を次のように改める。

様式第3（第19条関係）

在 学 保 証 書

年 月 日

(宛先)
埼玉県立 高等学校長

現 住 所 _____

ふ り が な _____
生 徒 氏 名 _____
年 月 日 生 性別

上記の者（以下「生徒」という。）の在学中、下記について誓約します。

記

- 1 学則その他の諸規則の定めを守らせませす。
- 2 生徒への連絡がつかない場合その他生徒に関する連絡を学校が取る必要があると判断した場合、学校からの連絡に対応します。
- 3 生徒が休学、復学、退学、転学、転籍及び留学（以下「身上の異動」という。）に係る願い出をする際に所定の書類に記名するとともに、身上の異動を履行させませす。

現 住 所 _____

上記生徒との関係 _____

ふ り が な _____
保 護 者 氏 名 _____

(備考) 1 生徒の氏名、生年月日等は、戸籍抄本又は住民票の抄本により正確に記入すること。
2 保護者は、入学願書に記入した者とする。

から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県立高等学校通則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

規 則

埼玉県立高等学校通信教育規程及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年二月二十七日

埼玉県教育委員会教育長 日 吉 亨

埼玉県教育委員会規則第四号

埼玉県立高等学校通信教育規程及び埼玉県立中学校管理規則の一部を改正する規則

(埼玉県立高等学校通信教育規程の一部改正)

第一条 埼玉県立高等学校通信教育規程(昭和三十四年埼玉県教育委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項及び第十九条第一項中「連署」を「共に記名」に改める。

(埼玉県立中学校管理規則の一部改正)

第二条 埼玉県立中学校管理規則(平成十五年埼玉県教育委員会規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「が署名し」を「と共に記名の上」に改める。

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

告 示

埼玉県告示第百二十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
税務システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部税務課税務DX推進担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和7年12月24日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号
- 5 契約金額
659,628,420円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告示

埼玉県告示第百二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
志村医院	北川 真希	熊谷市本石一―二一八	令和八年一月一日
さつき在宅診療所	佐藤 和輝	所沢市緑町一―二〇―一 新所 沢ミナミプラザ二〇五	令和八年二月一日
医療法人啓仁会 ロイヤル西所沢在宅 クリニック	医療法人啓仁会 河越 哲郎	所沢市荒幡東内手一―一―一 所沢市南住吉二―一―一六	令和八年二月一日
高坂コドビクリニ ック	合原 巧	東松山市高坂三―一六―二五	令和八年二月一日
きはら眼科クリニ ック上尾	木原 剛	上尾市小泉九―二〇―一	令和八年二月一日
たまきクリニック	医療法人社団善 光会	朝霞市本町二―四―一八バモ ス四F―B	令和八年一月一日

科	松伏ファミリー歯	葭田歯科医院	りひと歯科クリニック	たなか歯科医院	ピアシテイ大利根歯科	新井矯正歯科	医療法人社団和風会 所沢中央病院 健診クリニック	医療法人青綾会 三浦醫院椿山診療所	かみぐちクリニック	やすぎクリニック	たくみ在宅クリニック朝霞
	藤下 勉	葭田 敏之	川端 理仁	医療法人BWY	医療法人口健会	新井 透	風会 医療法人社団和風会	医療法人青綾会	医療法人社団かみぐちクリニック	医療法人双梢会	阿部 巧
七	北葛飾郡松伏町松葉二一一	秩父郡皆野町皆野八八四一一	新座市野火止六一六一一五 ウエルシア新座野火止店二F	羽生市南三一一一〇	加須市北下新井一〇四一二 ピアシテイ大利根一階	所沢市東住吉九一一A de所沢二階二一一号室	所沢市久米五五一一三 ロビルディング三階	蓮田市椿山一一二一一一	三郷市上ロ一一二一三	富士見市水子四九九五一一	朝霞市溝沼七六〇 療センター二階二F-C号室
一日	令和八年二月一日	令和八年一月一日	令和八年二月一日	令和八年一月一日	令和八年一月一日	令和七年十二月二十七日	令和七年十月二十日	令和八年二月一日	令和八年一月一日	令和八年一月一日	令和八年一月一日

秋山薬局 高坂店	株式会社秋山薬局	東松山市高坂三―一六―二四	令和八年二月一日
飛鳥薬局 羽生西口店	株式会社飛鳥薬局	羽生市西三―一―一二	令和八年一月一日
いずみの薬局	株式会社NSS	上尾市小泉九―二〇―一	令和八年二月一日
ウエルシア薬局 蕨錦町店	株式会社ウエルシア薬局株式会社	蕨市錦町四―一〇―四	令和八年二月一日
パル薬局 鶴瀬駅前ビル店	株式会社パル・オネスト	富士見市鶴瀬東一―九―二四 二F	令和八年二月一日
クスリのアオキ 鹿山薬局	株式会社クスリのアオキ	日高市鹿山二九〇―一	令和八年二月一日
きらめき訪問看護 リハビリステーション 上尾事業所	株式会社メイウエルズ	上尾市谷津二―一―五〇―一 四コーヨービル四階	令和八年一月一日
訪問看護ステーション 夢眠よしかわ	株式会社夢眠ホーム	吉川市美南一―一―三	令和七年五月一日
First aid 訪問看護ステーション かえで毛呂山 式番館	グローバルゲートウエイジャパン 合同会社 株式会社アクテイ群馬	所沢市日吉町二八―三メゾ ン・エトワール二〇―一 九	令和七年九月一日 令和八年二月一日
東松山市立訪問看護ステーション	東松山市	東松山市松山二三九二	令和八年二月一日

医療法人社団友健 会 訪問看護ステ ーション ソレア 春日部 健会	医療法人社団友春 春日部市中央一 五八―四 令和七年十月 一日	最高研ビル二〇二号室
訪問看護ステーシ ョンアンバーマイ ン	合同会社アンバ 久喜市久喜北一 二―九 令和八年一月 十五日	ヤンパスセブン一階一〇二号室
清水病院 訪問看 護ステーション	秩父郡皆野町皆野一三九四― 令和七年十二 月一日	清水病院

二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所	指 定 年 月 日
根岸 純也		ねぎし接骨院	○ 所沢市中新井三―一六―一 令和八年一月 五日
横尾 由紀		オーロラ鍼灸マ ッサージ治療院 大宮店	さいたま市見沼区深作一―一 令和七年十二 月二十四日
宮木 秋葉		みやき鍼灸マッ ッサージ	朝霞市本町一―八―七 綿谷 令和八年一月 十六日

告示

埼玉県告示第百二十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
麻見江ホスピタル	名称	医療法人眞美会 麻見江ホスピタル	麻見江ホスピタル
アオキ薬局	名称	有限会社エフエムメデイカル アオキ薬局	アオキ薬局

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	施術所名称	施術所名称		
清宮 忠	施術所名称	施術所名称	ひかり訪問鍼灸・マッサージ大宮北	ひかり訪問鍼灸・マッサージさいたま北
藤井 里実	施術所名称	施術所名称	訪問鍼灸マッサージ結び	鍼灸マッサージ結び

島野 百合子	
施術所	
所在地	名称
一〇二 熊谷市村岡三〇〇―五	KEiROW熊谷中央 ステーション
熊谷市宮町二―三二	しまのゆりこ 鍼灸院

告示

埼玉県告示第百二十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
医療法人社団敬寿会 わらび北町病院	蕨市北町一―二四―五	令和八年一月十二日
志村医院	熊谷市本石一―二一八	令和七年十二月三十一日
かみぐちクリニック	三郷市上口一―二―三	令和七年十二月三十一日
宮沢クリニック	富士見市西みずほ台一―二〇―四―二〇 三	令和七年十二月三十一日
やすぎクリニック	富士見市水子五〇五三―ニテラシマビル 一階	令和七年十二月三十一日
塩味クリニック	朝霞市溝沼八六七	令和七年十二月三十一日
たまきクリニック	朝霞市本町二―四―一八 四FB	令和七年十二月三十一日

秋山薬局 八幡店	医療法人竹本会 竹 本歯科医院	池田歯科医院	山口歯科医院	ヨシダ歯科医院	たなか歯科医院	ピアシテイ大利根歯科 利根	葭田歯科医院	ささはら 歯科医院	新井矯正歯科	はま歯科医院
坂戸市八幡二一九一―一九	熊谷市筑波二―四八	上尾市小敷谷八〇四―七	蓮田市貝塚八三三	北葛飾郡松伏町松葉二―一―七	羽生市南三―二―一〇	加須市北下新井一〇四―二ピアシテイ大 利根	秩父郡皆野町皆野八八四―一	所沢市小手指南四―三二―一三	所沢市寿町二―一―一七―二〇―一	行田市富士見町二―三―一六
令和八年一月五日	令和七年七月三十 一日	令和七年十二月三 十日	令和七年十二月三 十一日	令和七年十二月三 十一日	令和七年十二月三 十一日	令和七年十二月三 十一日	令和七年十二月三 十一日	令和七年十二月三 十一日	令和七年十二月二 十六日	令和七年十二月二 十日

飛鳥薬局 羽生西口 店	新座市南二―二〇―六一―〇一	令和七年十二月三十一日
ひまわり薬局	鶴ヶ島市富士見二―六一―一四	令和七年十二月三十一日
ドラッグイチワタ小前 田薬局	深谷市小前田二五四〇	令和七年十一月三十日
ドラッグイチワタ皆野 バイパス薬局	秩父郡皆野町皆野七七五	令和七年十一月三十日
あおい薬局 狭山ヶ丘 サンロード店	所沢市狭山ヶ丘二―六三二―七	令和八年一月一日
SOMP Oケア 新座 訪問看護	新座市野火止六―六一―二二	令和八年一月三十一日

告 示

埼玉県告示第百二十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり辞退の届出があった。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

名 称	所 在 地	辞 退 年 月 日
あいゆう歯科三郷診療所	三郷市戸ヶ崎三一五七七	令和八年三月一日

告示

埼玉県告示第百二十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり休止の届出があった。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	休止年月日
坂本歯科医院	見玉郡上里町七本木二六四七 ―五	令和八年一月五日
医療法人社団つくし会 みなくち小児科	鶴ヶ島市鶴ヶ丘二一〇―一	令和八年一月五日

告示

埼玉県告示第百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十八項の規定により、葛西・羽生領島中領土地改良区連合から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 就任

職名	氏名	住所
理事	三ツ林 裕己	埼玉県幸手市大字千塚四百九十番地一
同	今井 義郎	同 羽生市上川俣千四百四十二番地
同	林 成夫	同 吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	橋本 武雄	同 久喜市高柳九百九十七番地
同	山崎 正義	同 北葛飾郡松伏町大字築比地七百四十七番地
同	飯塚 精一	同 羽生市北二丁目二番四号
同	谷山 武男	同 加須市北大桑六百一番地一
同	五月女 行一	同 羽生市大字今泉千五百五十二番地
同	奥貫 榮市	同 幸手市平須賀一丁目二百十七番地
監事	染谷 博	同 加須市北平野二百二十三番地一
同	齊藤 忠男	同 吉川市大字八子新田七百五十五番地
同	白石 守利	同 北葛飾郡杉戸町大字堤根二千六百九十七番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	三ツ林 裕己	埼玉県幸手市大字千塚四百九十番地一
同	今井 義郎	同 羽生市上川俣千四百四十二番地
同	林 成夫	同 吉川市大字三輪野江千四百三十番地
同	橋本 武雄	同 久喜市高柳九百九十七番地
同	山崎 正義	同 北葛飾郡松伏町大字築比地七百四十七番地
同	飯塚 精一	同 羽生市北二丁目二番四号
同	谷山 武男	同 加須市北大桑六百一番地一
同	五月女 行一	同 羽生市大字今泉千五百五十二番地
同	奥貫 榮市	同 幸手市平須賀一丁目二百十七番地
監事	染谷 博	同 加須市北平野二百二十三番地一
同	齊藤 忠男	同 吉川市大字八子新田七百五十五番地

同
白石守利
同

北葛飾郡杉戸町大字堤根二千六百九十七番地

告 示

埼玉県告示第百二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、鴻巣都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

告 示

埼玉県告示第百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、東松山都市計画緑地を次のとおり変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部公園スタジアム課において縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

一 都市計画を定める土地の区域

埼玉県比企郡吉見町大字中曾根、大字上砂、大字一ツ木、大字地頭方、大字明秋、大字今泉、大字上細谷、大字松崎、大字本沢、大字小荒井、大字丸貫、大字中荒井、大字蚊斗谷、大字大和田、大字北下砂、大字古名新田、大字山口及び大字古名地内

二 都市計画に係る緑地の名称

東松山都市計画緑地 第三号 吉見総合運動公園

告 示

埼玉県告示第百三十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和八年二月二十七日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

捜査支援システム2026の賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和9年2月1日（月）から令和16年1月31日（火）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部刑事部刑事総務課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和6年埼玉県告示第833号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第41条の規定による更生手続開始の決定又は民事再生法第33条の規定による再生手続開始の決定を受けている者を除く。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所並びに入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局施設課安全施設係 星野 電話048-830-0717（直通）

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書等の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
刑事部刑事総務課システム運用係 門脇 電話048-832-0110 内線4073

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年4月13日（月）午前9時50分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年4月10日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和8年4月13日（月）午前9時30分まで

なお、代理人が入札書を持参する場合は、委任状を提出すること。

(5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局施設課 令和8年4月13日(月)午前10時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和8年4月6日(月)午後3時までに提出し、競争入札参加資格(上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、上記2(5)に定める競争入札参加資格については、誓約書等を作成し、令和8年3月10日(火)午後3時までに上記3(3)の場所に提出し、確認を得なければならない。

なお、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和8年3月5日(木)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受領した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) 特記事項

令和8年度の歳入歳出予算が議決されなかったとき又は歳入歳出予算の当該金額に減額等があったときは、調達手続を延期し、又は停止することがある。

(11) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: A lease of Investigative Support System

(2) Deadline for tender:

[By electronic tender system] by 9:50 a.m. on April 13, 2026

[By registered mail] by 5:00 p.m. on April 10, 2026

[In person] by 9:30 a.m. on April 13, 2026

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Facilities Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone; 048-830-0717

告 示

埼玉県さいたま県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県さいたま県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県さいたま県土整備事務所長 落 合 誠

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 大間木蕨線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>先まで</p> <p>同市芝四丁目二六〇〇番一号地</p>	<p>川口市芝四丁目二六〇三番一号 地先から</p>	区 間
<p>一〇・二〇</p> <p>一三・七六</p>	<p>一〇・二〇</p> <p>一〇・二二</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>一五・一〇</p>		延 長 (メートル)
<p>川口市芝地区住宅市街地総合整備事業 による</p>		備 考

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県秩父県土整備事務所長 新 井 昌 行

一 道路の種類 県道

二 路 線 名 中津川三峰口停車場線

三 道路の区域

新 A	旧 B	旧 A	旧 新 別
秩父市中津川字向山一〇六番一地先から同市中津川字向山一〇四番一地先まで	秩父市中津川字向山一〇五番二地先まで	秩父市中津川字向山一〇六番二地先から同市中津川字向山一〇六番一地先まで	区 間
一九・七二〇三〇・〇一	六・〇〇	一二・三六〇一六・二六	敷地の幅員 (メートル)
三〇五・五〇	一〇二・〇〇	一一三・〇〇	延 長 (メートル)
令和三年十一月三十日 付け埼玉県秩父県土整備事務所長告示第十二号で設置した仮栈橋の撤去及び敷地の拡張である。			備 考

告示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉村 正則

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 熊谷羽生線
- 三 道路の区域

旧 B	旧 新 A	旧 新 別
地先まで 同市大字和田字森下九〇番一 先から 行田市大字和田字両判一五〇番一 地先まで	地先まで 同市大字和田字森下九〇番一 先から 行田市大字和田字両判一四九番一 地先まで	区 間
一一・〇〇〇 一三・六八	一〇・〇八〇 三〇・九三	敷地の幅員 (メートル)
八〇・〇〇	一四〇・〇〇	延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉 村 正 則

路線名	熊谷羽生線
供用開始の区間	行田市大字和田字両判一四九番一地先から 同市大字和田字森下九〇番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る)
供用開始の期日	令和八年二月二十七日
備考	令和五年六月六日付け埼玉県行田県土整備事務所長告示 第十一号で告示した道路予定区域の供用開始である。延 長一四〇・〇〇メートル

告示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小川 裕 嗣

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 川口草加線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>草加市柳島町字道通八七五番二地先から 同市谷塚上町字野発六〇四番地先まで</p>	<p>草加市柳島町字道通八七五番二地先から 同市谷塚上町字大沼五四二番二地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>一一二・〇〇〇 二八・二五</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>四一三・九四</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>令和元年八月三十日付 埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第三号で 告示した道路予定区域 の変更である。</p>		<p>備考</p>

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

一 道路の種類及び路線名

占用を制限する区域

県道 川口草加線

草加市柳島町字助三郎一番一地从先から

同市谷塚上町字野発六〇四番地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和八年二月二十八日

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

川口草加線	路線名
<p>草加市柳島町字道通八七五番二地先から 同市谷塚上町字野発六〇四番地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>	供用開始の区間
令和八年二月二十七日	供用開始の期日
<p>令和八年二月二十七日 付け埼玉県越谷県土整 備事務所長告示第四号 で告示した道路予定区 域の供用開始である。 延長四一三・九四メー トル</p>	備考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定により次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から二週間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

一 道路の種類及び路線名 占用を制限する区域

県道 吉場安行東京線 草加市谷塚上町字大沼五八〇番三地先から

同市谷塚上町字大沼五六四番二地先まで

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りではない。

三 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

四 占用の制限の開始の期日

令和八年二月二十八日

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和八年二月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和八年二月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 川 裕 嗣

路線名	吉場安行東京線
供用開始の区間	<p>草加市柳島町字助三郎八番二地先から 同市谷塚上町字大沼五六四番二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
供用開始の期日	令和八年二月二十七日
備考	<p>平成二十一年三月三十一日付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第二十一号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。 延長三三七・〇〇メートル</p>

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

令和八年二月二十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 高 頭 秀 和

第五号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
令和八年二月二十日	指定の年月日
埼玉県児玉郡上里町大字黛八番一	指定に係る道路の位置
三十四・九八	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
五・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県選管告示第二十六号

埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区 川口市）を次により行う。

令和八年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 選挙期日 令和八年三月八日

二 選挙すべき議員数 二人

告 示

埼玉県選管告示第二十七号

令和八年三月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区 川口市）における選挙長及び選挙長に事故があり、又は欠けた場合その職務を代理すべき者を次のとおり選任した。

令和八年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

選挙長

埼玉県川口市

板 橋 智 之

選挙長の職務を代理すべき者

埼玉県川口市

岩 澤 勝 徳

告 示

埼玉県選管告示第二十八号

令和八年三月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区 川口市）における開票の事務は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第七十九条第一項の規定に基づき選挙会場において選挙会の事務に併せて行う。

令和八年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

告 示

埼玉県選挙管告示第二十九号

令和八年三月八日執行の埼玉県議会議員補欠選挙（南第二区 川口市）につき発行する選挙公報の掲載の順序を定めるくじの日時及び場所は、次のとおりである。

令和八年二月二十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

一 日時 令和八年二月二十七日 午後六時

二 場所 埼玉県選挙管理委員会室